



RIETI Discussion Paper Series 09-J-030

## 環境と貿易に関する WTO への提案

山下一仁  
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 環境と貿易に関するWTOへの提案\*

独立行政法人 経済産業研究所

山下一仁

### 要旨

ガット・WTOの諸規定について、経済学の見地から、また、ウィーン条約法条約の規定から望ましい解釈方向を分析する。特に、以下の法的な諸問題についての検討を加える。

- ① モノの消費やモノ自体に関する外部性
- ② 産品非関連 PPM に対するエコ・ラベル
- ③ PPM 規制—合法か違法による産品の区別等
- ④ 環境政策による貿易政策の代替(環境ダンピング)に対する規律
- ⑤ 国境税調整
- ⑥ 国内環境基準の域外適用(一方主義)

さらに、MEA の貿易関連規定の WTO 整合性について、解釈でどこまで対応可能か、解釈で対応できない場合にはどのような対応が考えられるかを検討する。

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

---

\*本稿は、(独)経済産業研究所におけるプロジェクト「環境と貿易」の一環として執筆されたものである。

## 1 ガット・WTO 規定の解釈の基本方向

### 1.1 環境に対する配慮の重要性

環境利益を WTO に反映させるための根拠となるガット第 20 条は、ガット・WTO の例外である。ガット第 20 条だけではなく、ガット・WTO 協定には多数の例外規定が存在する。交渉において原則に対する例外を認めることは、交渉を曲がりなりにも妥結させ、貿易の自由化を一步ずつ進展させる上で、有意義な方法である。現在のドーハ・ラウンド交渉においても、途上国に対する特別かつ差異のある取り扱い“special and differential treatment”や農産物関税の引き下げ等に対する例外措置が認められようとしている。いわゆるガット・プラグマティズムの一つである。しかし、いったん協定が成立すれば、およそ例外規定は保護主義に利用されかねないという性格を持っているので、厳格に解釈することが必要となる。ガット第 20 条(b),(g)の規定についての厳しい解釈はこのような例外規定に対する態度を反映するものといえるだろう。

しかし、環境が市民社会の関心を引かなかつた時代は過ぎてしまっている。また、市民の関心が高まっただけでなく、越境汚染とか地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模での環境問題に象徴されるように、対策が必要となる環境の価値や利益もより重大なものとなっている。WTO 設立協定の前文に「環境を保護し及び保全し」という文言が挿入された。また、米国・エビ輸入禁止事件に象徴されるように、ガット時代に比べて、WTO の紛争処理機関はガット・WTO 規定の解釈にあたり環境への配慮を高めてきた。WTO での交渉により貿易の自由化を進める際も、NAFTA のアメリカ議会における批准に見られるように、環境 NGO などの市民社会の理解を得なければ、交渉の結果合意された協定案も各国議会の承認・批准が得られない。環境は、交渉という法の制定過程においても、紛争処理という法の解釈過程においても、「正当な関心事項」“a legitimate concern”となったといつてよい。

食品の安全性を例に取ろう。牛肉の BSE に関し 2006 年 8 月現在我が国が採っている 20 ヶ月令以上のアメリカ産牛肉の輸入禁止という措置は、OIE という国際機関が決めた国際基準よりも厳しいものである。これは、食品の衛生基準について国際基準へのハーモナイゼーションを求める SPS 協定とは必ずしも整合的ではない可能性がある。しかし、仮に、我が国の措置を不満として、アメリカが WTO 紛争処理手続きに訴えたとしよう。もし、アメリカが勝った場合には、アメリカの食肉業界の利益は満足されるだろう。しかし、そうなると、我が国では圧倒的多数の国民が政府の措置を支持していることから、我が国で反 WTO の主張が勢いを増すことは必至である。これはアメリカ産牛肉の日本市場への参入というアメリカにおける一部の業界の貿易利益を勝ち取ったとしても、アメリカ産業全体および世界全体の貿易自由化の利益にとっては大きなマイナスとなることは間違いない。2008 年韓国においては、アメリカ産牛肉の輸入を合意した政府に対し大規模な抗議運動が展開された。これを考慮すると、自由貿易体制を維持するためにも、賢明であればアメリカは我が国の措置を WTO 紛争処理手続きに訴えるようなことはしないだろうし、WTO の

紛争処理機関においても、(もちろん SPS 協定の範囲内においてではあるが)我が国消費者の食品の安全性に対する関心に配慮した解釈が必要となるだろう。

かつてと異なり、環境に適切に配慮することが WTO に求められているのである。そうしなければ、WTO による貿易の利益が世界に存在する種々の利益から孤立し、WTO 体制の維持が困難になってしまうおそれがある。

## 1.2 条約法に関するウィーン条約

WTO 紛争解決了解第 3 条 2 項は、「解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにする」と規定している。この「解釈に関する国際法上の慣習的規則」は、ウィーン条約法条約に具体化されていると解釈されている。同条約第 31 条 1 項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定している。これによって、立法過程における見解や議論を重視したガット時代の解釈に代わり、文言解釈を中心に解釈すべきであるとされるようになった。WTO になってから、パネルや上級委員会の報告にオックスフォード辞典による字句の定義が頻繁に引用されるようになってきている。

しかし、「必要な」、「関する」などに関する伝統的な解釈は文言解釈に比べてより制限的な解釈である。「必要な」を「合理的に利用可能な他により貿易制限的でない代替手段がないこと」と、「関する」を「第一の目的としている」と解釈することがオックスフォード辞典に載っているとは考えられない。

既に、WTO 移行後、累次のパネルや上級委員会の報告により、第 20 条についてガット時代の厳格な解釈は緩められてきている。第 20 条(g)の「関する」という表現については、「第一の目的としている」という解釈は放棄され、「措置と目的に合理的な関連性があればよい」という文言解釈が採用されたと評価できる。さらに、第 20 条 (b)の「必要な」という用語についても文言解釈を採用すれば、環境への配慮を高めることができるのではないだろうか。農業協定や補助金協定に関する他の紛争解決事案では、文言解釈を徹底し、交渉当事者・起草者が予定した意味とはかけ離れた結論を下している<sup>1</sup>。ここでだけ文言解釈を採用しないのは妥当とは考えられない。第 20 条各号の規定は基本的にはガット原則の例外となるための“法益”を記述したものに過ぎず、実質的には「恣意的な差別」、「正当と認められない差別」、「国際貿易の偽装された制限」という柱書の 3 要件に照らして、環境保護に名を借りた保護主義とならないよう、その妥当性を審査すればよいのではないかと考える。特に、「必要な」という文言を従来のように厳しく解釈しなくても、目的に照らして不必要に貿易制限的な措置が採られることは柱書の 3 要件によって排除できるものと考えられる。米国・エビ輸入禁止事件の主要な結論は柱書から導かれたものであるので、このような解釈方法をとっても同事件の結論は維持できる。

<sup>1</sup> 山下 [2005] 49-64 頁参照。文言解釈の採用は紛争解決手続において解釈者の裁量の余地を制約しようという意図から行われたものである。しかし、「交渉者の意に反する解釈を展開・導入している」という批判については、川島[2005]103-104 頁参照。

このように従来の解釈方法を大幅に変更してしまうことは困難であるという批判があるかもしれないが、現実の解釈は「必要な」という文言を緩やかに解釈してきている。今日の環境問題は、酸性雨等の越境汚染問題や地球温暖化等のグローバルな問題に見られるように、かつての地域的な公害汚染問題からより大きな利益を対象とするものに拡大している。利益が大きければ大きいほど対策の必要性や正当性も高まるものといえるだろう。そもそも一国で完結するような問題については、当該国が国内対策を講じればよいだけであり、第三国が貿易措置に訴える必要性は乏しい。韓国・牛肉流通規制事件に関する上級委員会が、「WTO 総合的な代替措置が合理的に利用可能かどうかを決定するにあたって、当該代替措置がどの程度目的の実現に貢献するかどうかである」とした上で、「追求される共通の利益や価値がより重大または重要であればあるほど、この目的を達成するための措置を『必要な』ものとして受容することはより容易になる」と判断しているのは新しい解釈の方向を示している。

### 1.3 経済学を加味したガット第20条の解釈と分析

伝統的なガット第20条の解釈について、経済学的にはどのように判断・評価すべきだろうか。ある政策目的がある場合、ファースト・ベストの政策は問題の源に直接対処する政策である。つまり、生産に起因する外部性があるときに、環境保護のためにモノについての貿易政策を用いることは、ファースト・ベストの政策とはいえない。第20条 (b)の規定について、“必要な”という字句を“合理的に利用可能な他により貿易制限的でない代替手段がないこと”という趣旨に厳格に解釈してきたことは、「環境目的には環境政策で、貿易目的には貿易政策で対処すべきであり、環境目的に貿易政策を用いることは限定的にすべきである」という二分法に従っているようである。

しかし、以下の点について検討が必要である。

第一に、環境保護と貿易措置の関係が問題にされ、ガット第20条 (b)の“人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置”が適用される対象は、①タバコ事件のように、モノの消費の外部性についてのもの、②アスベスト事件のように、モノ（産品）に関連する PPM についてのもので、アスベストが健康に害があるという点で消費の外部性でもあり、アスベストを生産過程で使用したという点で生産の外部性でもあるもの、③イルカ・マグロ事件のように、産品非関連の PPM についてのもので、生産の外部性についてのものに分類できる。①および②については、ガット第3条が適用され、③については第11条が適用されるというのが上級委員会の整理である。米国・マグロ輸入制限事件のパネルは、生産方法の違いは国外の輸出国で生じたものであり輸入国の管轄下にあるものではない、産品の物理的な特徴等についてはガット第3条の対象であるが国外の産品非関連の措置や政策を規制することは第3条の対象ではない、国境での輸入制限を伴うものが第3条の措置でないとすればそれは第11条の措置である、とした。この整理からすれば、産品非関連の PPM について関税という手段を使用するときは、国境措置の問題としてガット第1条、第2条の関係が問題となる

ガット第 3 条についての審査は、まず同種の產品かどうか、競争関係(competitive relationship)があるかどうか判断され、その存在が認められる場合には輸入品に不利な扱い(no less favourable treatment)がなされていないかが判断される、つまり同種の產品について異なる扱いがなされていてもそれが輸入品に不利でなければ(no less favourable)、ガット第 3 条違反ではないという判断がなされている。EC・アスベスト事件では、アスベスト產品と非アスベスト產品は競争関係にない、同種の產品でないので第 3 条に整合的であると判断された。產品非関連の PPM については、ガット第 3 条ではなく第 11 条が適用されるというのが上級委員会の整理であるが、產品関連であれ、非関連であれ、PPM が異なる產品については消費者は異なる產品だと認識するという判断にたてば、產品非関連の PPM についても第 3 条を適用してガット整合性を認めるという方向も検討されてよい。そもそも第 3 条には違反しないのであれば、第 20 条(b)整合性を問題とする必要はない。

產品非関連の PPM について、第 11 条が適用され、第 20 条適合性を検討せざるを得ない場合においても、要件の厳格な(b)ではなくできる限り要件の緩やかな(g)を適用することが考えられる。この案件の一つであるマグロ・イルカのケースは第 20 条 (b)の要件を満たさないとしてガット不整合とされたが、WTO になってからの同様なケースである米国・エビ輸入禁止事件では第 20 条 (b)ではなく、(g)で整合性を判断された。オゾン層の減少に関するモントリオール議定書についても、健康被害の防止という観点からは第 20 条 (b)の案件であるが、資源の保存という観点からは第 20 条(g)の案件であり、いずれによってガット違法性を阻却してもよい。(g)は国内措置に関するただし書き(「ただし、この措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」)の存在により PPM の外国での適用を認めた規定ぶりとなっている。環境保護の立場からすれば、極力(g)に当てはめてガット違法性を阻却すべきだろう。

第二に、第 20 条 (b)が適用される場合、汚染が越境的である場合やグローバルな場合、技術や資金面での途上国への援助や相手国へのサイド・ペイメント等の非貿易措置が観念的にはある場合には、それが政治的には実現困難な場合でも、“他により貿易制限的でない代替手段”があると判断されかねない。これは“合理的に利用可能な”という文言に重点を置くことによって解決されるべきものであり、WTO に移行してからは、このような考え方が重視されるようになっている。

第三に、複数の“合理的に利用可能な”措置がある場合、採用されるべき措置はできる限り貿易歪曲性のないものでなければならぬとすれば、当該国の経済厚生水準を最大化するという観点からは必ずしも最適なセカンド・ベストの措置とはならない。関税措置でも、環境の利益と貿易の利益を考慮すると当該国の最適なセカンド・ベストの政策は関税率 20%である場合において、同じように利用可能な関税率 10%の方が貿易制限的でない判断され、こちらを取るべきであると主張されやすいだろう。より貿易制限的でない貿易手段が最適なセカンド・ベストの政策であるという保障はない。これは“他により貿易制限

的でない代替手段”とは貿易相手国にとって貿易制限的でないことを要求しているものであり、当該措置導入国の経済厚生水準を最大化するという観点から要求しているものではないからである。逆に、措置導入国や環境保護の立場からすれば、汚染が越境的・グローバルな場合において MEA への加盟など相手国に貿易を通じて政策変更を求めようとするのであれば、より貿易制限的で貿易歪曲的な効果の高い措置の方がより効果的であることになる。また、貿易政策のなかで、ある貿易制限的な手段が何と比べて貿易制限的ではないのかという基準も明らかではない。関税措置と非関税措置を比べた場合、100%の関税が消費量の 6 割のアクセスを認める輸入数量制限よりも貿易制限的ではないとはいえないケースもあるだろう。

WTO 成立後は、韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会判断に見られるように、目的と手段（措置の目標への貢献度、共通の利益の重要性や貿易への影響等）をバランスさせて判断するという「比例原則（“proportionality”）」が示されている。しかし、費用便益分析的なこのバランスングテストでも、輸入国の便益に対比される費用は輸出国の貿易利益の侵害であり、当該国の経済厚生水準を最大化するという経済学の費用便益分析ではない。貿易費用便益分析と呼ぶべきものである。

その一方で、韓国・牛肉流通規制事件の報告においても、またこれに続いて出された EC・アスベスト規制事件の上級委員会報告でも、加盟国は「保護の水準」を自由に決定できる<sup>2</sup>とされ、米国・賭博規制事件の上級委員会報告でも、合理的に利用可能な代替措置は「加盟国が求める目的に関する望ましい保護の水準」（“its desired level of protection with respect to the objective pursued”）を達成する加盟国の権利を満足するものでなければならぬ<sup>3</sup>として代替措置が「保護の水準」を達成しなければならないとする解釈をとっている。バランスングテストと加盟国は「保護の水準」を自由に決定できるという考え方を整合的・統一的に理解しようとする、バランスングテストは「保護の水準」を達成する手段間でどれが国内便益と貿易費用との差を最大化するかという比較に限定されてしまう。したがって、適切な保護水準の決定とバランスングテストとは両立しないとか、実際にはバランスングテストは適用されていないという批判があるほか、WTO の紛争処理機関が各国によるバランスングテストの適否を判断してよいのかという問題がある。

しかし、費用便益分析においてはアプリアリに便益の水準が決まっているものではない。便益を費用の差を最大化するという分析の結果として、望ましい便益や措置（費用）が決定される。したがって、費用便益分析を行った結果を保護の水準や貿易措置の水準（例えば、関税率の水準）とし、さらに、“他により貿易制限的でない代替手段がない”という要件について SPS 協定第 5 条 6 項のような緩やかな解釈を採用し極力この要件の縛りがな

---

<sup>2</sup> 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 para.176、EC・アスベスト事件上級委員会報告 para.174。

<sup>3</sup> 米国・賭博規制事件上級委員会報告 para.308。ドミニカ・タバコ輸入販売措置事件上級委員会報告 para.70 支持。

いようにすれば、事実上費用便益分析を採用したのと同じ結果をもたらすことが可能になる。

人の生命・健康の保護という重大な利益に関する SPS 協定は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉当時における第 20 条(b)の「必要な」の解釈を前提とした上で、第 5 条 6 で「技術的及び経済的実行可能性を考慮し、...適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する」と規定した。しかし、同項の注で、「この 6 の規定の適用上、一の措置は、...貿易制限の程度が当該一の措置よりも相当に小さいものがある場合を除くほか“unless there is another measure,...that...is significantly less restrictive to trade”、必要である以上に貿易制限的でない」と規定している。代替措置と比べ問題となる措置が「相当に」貿易制限的でなければよい、つまりある程度貿易制限的であってもよいという趣旨である。

ウルグアイ・ラウンド交渉はガット時代に行われたものであり、SPS 協定が当時の法律解釈を反映したものであることは事実である。しかし、ウルグアイ・ラウンド交渉が妥結した 1993 年は、同時に NAFTA(北米自由貿易協定)のアメリカ議会の通過に際し「環境と貿易問題」が大きくクローズアップされ、アメリカ政府は NAFTA に付属する環境協力協定を結ばざるを得なくなった時でもあった。並行して行われた SPS 協定の最終的な審議に際しても、貿易のために食品の安全性を犠牲にしてはならないと要求するアメリカの消費者団体や環境団体の意見を無視することができなくなっていた。このため、第 5 条 6 の注が規定されたのである。他に貿易制限の程度が相当程度“significantly”小さい措置があるときは SPS 協定に不整合であるが、ある程度貿易制限の程度が小さい措置があるにすぎないときは SPS 協定に不整合ではないというのが、この注の趣旨である。ガット・パネルにおける(b)の「必要な」の解釈を交渉過程で緩和したのである。SPS 協定の規定や起草経緯を考慮し、(b)の規定の厳格性を緩和するような解釈、すなわち“他により貿易制限的でない代替手段がないこと”よりも“合理的に利用可能な”に重点を置いた解釈が必要となろう。

## 2 環境と貿易をめぐる法的な諸問題

### 2.1 モノの消費やモノ自体に関する外部性（ガット第 3 条不整合のケース）

環境団体は、貿易が行われることによって競争力の低下をおそれる産業界から世界で最も緩やかな規制に自国の規制を合わせるべきであるという下方へのハーモナイゼーションが主張されることを懸念する。他方で、輸入品との競争を恐れる保護貿易主義者は環境規制を偽装された保護貿易手段として使おうとする。こうして環境保護主義と保護貿易主義の利害が一致する。

WTO の係争案件ではないが、EU における事件として、デンマーク政府が再利用可能な容器以外での飲料の販売を禁じるとともに、飲用容器の回収・再利用のため強制預託金制度等を義務付けたケースがある。この規制は、事実上ビンでの流通に限定しようとするものであったが、ビンでの流通を主としてきた国内産業に有利に、デンマークに輸出する際にビンに容器を変更しなければならない外国企業に不利に働く。欧州委員会は他の EU 加



盟国の要請により、これは貿易障壁であり単一市場の原則に反するとしてデンマーク政府を欧州裁判所に訴えた。しかし、環境保護の要請を重視した欧州裁判所により、この訴えは退けられた(1988年9月)。廃棄物の処理量を減少させるため消費者からすべての容器の回収を命じたドイツの規制も同様である。回収に時間や手間のかかる輸出業者は国内企業よりも多くのコストを負担せざるをえなくなる。ケニアの花生産者は空箱を飛行機で持って帰らざるをえなくなり、ドイツ市場から追い出されてしまった。

ある環境目的について各国の選好の程度が大きく異なるような場合には、異なる環境規制は正当であるばかりか、その国の経済厚生水準も高めることとなる。しかし、いくら独自の規制を設定することが各国の主権的権利の行使であるとしても、各国がさまざまな規制を要求すれば貿易の利益は大きく損なわれる。食品の衛生検疫措置が偽装された保護貿易手段として使われないよう規律したものとして、WTO・SPS協定がある。同じような観点から、表示や基準等について規律したものとして、WTO・TBT協定がある。さらに、これらの協定では、各国の主権的権利を認めながら、貿易を促進するため、Codex等の国際機関が作成した基準へのハーモナイゼーションを要求している。

環境措置には、各国が独自に実施する場合と多国間環境協定(MEA)に基づく場合とがある。モノの消費やモノ自体が環境に悪影響を与える場合のMEAに基づく国際的な貿易規制として、例えば、京都議定書のCO<sub>2</sub>削減義務を履行するため、CO<sub>2</sub>の排出量の多い大型車の輸入を禁止したり、一般車より高い関税を課したりすることなどが挙げられる。

このような措置がWTOの解釈上認められるかについて検討する。

まず、産品関連の規制であるので、輸入の際に適用される場合でもガット第3条の注釈規定により第11条ではなく、第3条が適用される。

例えば自動車について、CO<sub>2</sub>排出量の多寡により市場では二つの自動車競争関係にないかと判断されるのであれば「同種の産品」性を認めないことは可能である(提訴国のEUによって採択はされなかったが、排出量の多寡によって課税水準を変えていたアメリカの自動車課税事件に関するパネル報告では、このような差別的な扱いを認めている)、また、競争関係がある場合にも、輸入品に不利な扱いがなされていなければ、異なる扱いをしても、ガット第20条を援用するまでもなく、ガット第3条に整合的であると判断される。

仮に、CO<sub>2</sub>排出量の多い車もそうでない車も「同種の産品」とみなされる場合には、第20条で例外とできるかどうかを検討する必要がある。その際においては、SPS協定第5条6の規定を参考にし、“他により貿易制限的でない代替手段がないこと”という要件を緩やかに解釈すべきだろう。ただし、アスベスト事件やSPS協定のように、人の健康という重大な利益や病気の蔓延に対する処理費用の膨大性等のために、輸入禁止という措置に訴えることには合理性があると判断されるが、CO<sub>2</sub>削減義務を履行するための大型車の輸入規制等のような場合には、国内で環境税や排出権取引を採用するのであれば、輸入禁止という措置ではなく、より貿易制限的でない輸入税、国内税による調整が望ましいだろう。

強制規格・基準である表示規制等の産品関連の PPM 規制については、ガット違反の問題は生じないとしても、さらに TBT 協定との整合性を検討しなければならない。例えば、アスベスト原料と同様、原料に遺伝子組換え大豆が使用されると、その性質（DNA やたんぱく質）が豆腐、納豆という産品に残存することから、産品関連の PPM が利用されている（場合である産品非関連ではなく産品関連の PPM の問題である）と判断される場合、表示によって遺伝子組換え食品と非遺伝子組換え食品を差別的に扱うことが TBT 協定で正当化できるだろうかというのがここでの問題である。

安全であると認定された遺伝子組換え食品についての表示は、消費者に対する適切な情報の提供にすぎないので、SPS 協定ではなく TBT 協定が適用される。それが強制規格であれば、まず、同協定第 2.1 条によって、内外無差別、最恵国待遇が与えられているかどうかをクリアーした上で、その措置が「正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮したうえで、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的」でないかどうかで争われることとなろう。表示制度は輸入制限等に比べるとより貿易制限的でないものであるので、必要性の要件（必要以上に貿易制限的でない）は十分満足すると考えられる。しかし、SPS 協定ではなく TBT 協定が適用されるということは、既に当該措置が人や動物の健康・安全の保護とは関係ないことを前提にしているので、TBT 協定第 2.2 条の「正当な目的」に該当するかどうかを検討する必要がある。

まず、これが商品について適切な表示を要求するというのであれば TBT 協定第 2.2 条の「詐欺的な行為の防止」に該当する可能性がある。さらに、第 2.2 条に具体的に書かれている目的は例示であって、これ以外の目的も認められているので、消費者利益や消費者の不安への対処等を正当な目的と考えることもできる。すでに述べたように、SPS 協定の ALOP と同様、どのようなあるいはどのレベルの「正当な目的」を設定するかどうかは各国の自由である。2003 年に TBT 委員会に通報された 794 案件のうち、「消費者情報と表示」を正当な目的とするものは、それが第一の目的とするものが 53、第二、第三の目的とするものが 40 となっている<sup>4</sup>。加盟国の多くが「消費者情報と表示」を正当な目的と捉えていることを示している。

## 2.2 産品非関連 PPM—①エコ・ラベル（ガット第 3 条不整合のケース）

産品自体の特性ではない産品非関連の PPM(生産工程等)に関連するラベリングが認められるかという問題である。有機農産物についても非有機農産物と産品についての違いはないので産品非関連の PPM である。遺伝子組換え食品についても、しょう油や大豆油のように遺伝子組換え農産物の特性が製品に残存しないものがあり、また、豆腐などのその他の遺伝子組換え食品でも安全性についての差はないという点に重点が置かれると、産品非関連の PPM という整理になる。また、製品の製造から廃棄までトータルの環境評価をみるライフサイクル・アセスメントに基づくエコ・ラベル等も同様である。WTO 環境と貿易に関する委員会(CTE)において長年議論されているが、結論は出されていない。

<sup>4</sup> Carreno [2005]pp. 330–331 参照。

このようなラベルについては、①基準が輸入国と輸出国との環境等の条件の差異を反映して輸入国の事業者が遵守しやすく輸出国の事業者が遵守しにくいものとなるときは、国産品に比べ輸入品を不当に差別し、偽装された貿易制限となるおそれがあること、②環境に及ぼす効果のうち何をどのように評価するかなど認定基準が各国でまちまちで恣意的なものとなりやすいことや、③有機農産物や遺伝子組換え食品など、生産過程に関するもの（PPM）についての検証はモノ自体の特性からは困難であり、トレーサビリティ“traceability、record-keeping”によらざるをえず、コストは膨大なものとなる上検証の実施は困難であることから、新たな非関税障壁として貿易紛争の原因となりやすいという問題がある。

EUのトイレットペーパーについてのエコ・ラベルでは、製造中の環境負荷を判定基準としていた。その際、EUの事情を基準として電力消費量を石油の消費量に換算して判定した。しかし、ブラジルでは水力発電が主たる電力であるので、輸入国であるEUの事情を基準とするのは適切ではないという批判がブラジルからなされた(山口[2000]52～53頁参照)。このように、運用によっては非関税障壁として貿易制限的となることに注意が必要である。しかし、環境負荷等に関する適切な情報を消費者に提供することによって、市場において消費者に環境に優しい製品を選択させるものであれば、輸入制限等と比べてより貿易制限的でない措置である。環境に関心を持つ消費者が、市場や貿易を利用しながら、その購買力によって環境を改善しようとする方法である。

「ドルフィン・セーフ」のような商品の良さをアピールする任意の表示についてはWTO上も実態上も問題は少ない。エコ・ラベルを有する製品は他の製品との間で品質の差別化を実現でき、プレミアムを獲得することができることから、産品非関連PPMに対するエコ・ラベルは、生産段階の外部性を内部化させるとともに、一定以上の環境基準を実現させるためのインセンティブを高める効果を持つ。2以上の国で企業が独占的な競争を行なっている場合、産品非関連PPMに対するエコ・ラベルを獲得した企業は他の国の企業からレントを獲得することが可能となる。エコ・ラベルを獲得しない企業は他の企業に対して競争上不利な扱いを受けることとなるので、エコ・ラベルを取得しようとするインセンティブが高まる。

環境規制を緩和し環境水準を悪化させることで自国企業に国際競争力をつけさせる環境ダンピングのケースも他の国の企業からレントを収奪することになるものであるが、任意のエコ・ラベルのケースでは環境水準の向上という逆の方向でのプラスの利益が存在するという違いがある。また、汚染が越境的である場合には、環境水準の向上した自国の企業の生産が拡大し、他国の企業の生産が縮小する結果、リージョナルまたはグローバルな環境水準も改善する。これは環境水準を向上させる効果を持つ。このため、環境保護団体の懸念する環境ダンピングや底辺への競争の場合と異なり、上方へのハーモナイゼーション“upward harmonization”が期待できる。貿易の自由化というグローバル化は環境改善にも役に立つ、“win-win”のケースである。

問題は、「イルカ混獲漁法によって採られたマグロ」、「遺伝子組換え農産物を使用した加工食品」のような商品の否定的な面の表示を義務付ける製品非関連の「強制規格」である。MEA において制度のハーモナイゼーション等が図られることが環境や貿易促進の観点からは望ましいが、環境NGOは緩やかな規制の方に統一されてしまうのではないかという下方へのハーモナイゼーションを懸念しており、これを反映して各国独自の規制となりやすい側面がある。強制規格についてはTBT協定は製品に関連した生産工程(PPM)に基づくラベルについては対象としているが、製品非関連のPPMラベルはTBT協定の規制対象にならない。製品非関連のPPMであるが、製品自体の輸入を制限するものではないので、ガット第11条ではなくガット第3条の適合性が問題となる。製品非関連PPMの違いによって消費者は異なる製品であると認識しているので、製品間で市場での競争関係はない、また、韓国・牛肉流通規制事件やEC・アスベスト規制事件の上級委員会、EC・遺伝子組換え製品規制事件のパネルが判断しているように、競争関係がある場合にも、輸入品に不利な扱いがなされていないと判断されるのであれば、ガット第3条に整合的となる。ガット第3条については、近年PPM規制が製品関連か製品非関連かどうかではなく、国による差別をしているかいないかに審査の重点が移行しているので、ガット違反を指摘されるケースは少ないと考えられる。

なお、環境に関する製品基準やエコ・ラベルは貿易自由化による環境への悪影響を緩和する上で重要な役割を果たすものであるが、その実施にあたっては途上国への配慮が必要である。先進国における高い食品の安全性基準と同様、エコ・ラベルが要求する先進国の高い基準を満たすことは容易ではないと考える途上国は、先進国市場へのアクセスが制限されるのではないかという不安を持つからである。これらの措置が偽装された貿易制限にあたるという批判を受けないようにするためにも、途上国に対してキャパシティ・ビルディングや環境技術の移転を行なうことが必要である。また、これが労働基準に基づくラベルにつながるという約束を先進国が行なうことも必要である。

### 2.3 製品非関連のPPM—②合法か違法による製品の区別等(ガット第1, 2, または11条不整合のケース)

バーゼル条約では有害産業廃棄物の輸出規制が存在する。同条約は輸出するのではなく自国で処分することを原則としており、輸出する際には相手国の同意が必要である。また、ある国での販売が禁止されている物品(例えば農薬)について、輸出国が輸出制限をしたり、輸入国は輸入制限ができるかという問題もある。有害物質PIC条約では、2ヶ国以上で禁止等されている化学物質は、輸入国の事前同意がなければ輸出は禁止されている。最近の国際環境法では例えば違法に伐採された木材の貿易・流通を禁止するというケースも出てきている。違法な伐採や貿易は、持続可能な森林保全に対する侵害である。これによる輸出税や所得税・法人税についての収入の減少により、途上国政府は森林保全のための必要な財源を確保できなくなる。

まず、このような製品の輸出を禁止しようとするガット第11条違反の疑いが生じる。

これを救済しようとするガット第20条(a)―公徳の保護のために必要な措置―またはガット第20条(b)を援用しなければならない。Trebilcock, Michael J., and Robert Howse [2005]は、このような措置は国内での流通禁止という措置を国境で適用しているにすぎず、輸入国が国内措置を内外無差別に国境で適用する場合と同様である。したがって、ガット第3条2項の注釈規定を類推適用して、そもそもガット第11条違反ではないとすべきだとしている。(548頁参照)

輸入国が違法に伐採された木材の輸入を禁止する場合はどうか。これについても一種の産品非関連のPPMであり、物自体に違いはないので、検証可能かどうかという問題がある。しかし、ワシントン条約は動物の貿易に政府の認証を条件としており、違反事例もあるが、ある程度の成功を収めている。輸入制限ではなく表示で産品に差をつけるのであれば、ガット第3条が適用される。産品非関連のPPMであるが、合法に伐採されたものと違法に伐採されたものとは消費者の評価が異なり市場での競争関係がないと判断されるのであれば、同種の産品性を否定し第3条に整合的であると判断することが可能である。しかし、このようなものについて輸入関税を引き上げるといふのであればガット第1条または第2条違反の可能性があり、輸入の数量制限・禁止という措置がとられるのであればガット第11条違反となるので、ガット第20条の適用を検討する必要がある。

WTOにおいても、補助金協定やTRIPs協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)のように一種のPPMを認めた協定がある。物理的特性が国産品と同種の産品であっても、輸入国はどれだけの補助金が生産についているか、知的所有権を取得して生産されたかを通関時点で審査できる。これと同じことを国内的または国際的な環境規制や基準を守って生産されたかどうかについても実施できるはずである。また、第20条自体(e)(f)(g)は外国のPPMを輸入の条件にできることを認めていると考えられる。さらに、違法伐採については、輸出国の法律に照らして違法とされたものであるため、中継国から問題視されることはあっても、輸出国から問題とされることは考えられない。第20条(f)の国宝の保護の場合と同様である。

なお、任意のものであるが、わが国においても違法伐採された木材を使用した製品ではないという民間のラベリングが行われている。

#### 2.4 産品非関連のPPM―③環境政策による貿易政策の代替(環境ダンピング)に対する規律(ガット第1, 2条不整合のケース)

環境政策を貿易政策の代わりに用いることを防ぐために、環境政策はWTO法によって制限あるいは規制されるべきかという議論である。ガット・WTOにおいては、厳しい環境規制を導入している輸入国については他の加盟国は紛争処理手続きに訴えることができるが、輸出国が緩やかな環境規制によって環境ダンピングを行うことについてはなんらの規制もないという不均衡がある。厳しすぎる環境規制が貿易を損なうことには規律するが、緩やかすぎる環境規制が不公平な貿易を生み出すことについての規律はないのである。

環境政策を操作(緩和)して自国の産業の競争力を高めようとする、貿易政策だけをを用い

たときよりも、貿易量の変化という歪みにさらに環境水準の低下という歪み加わるので、経済に与える歪みが大きくなり、厚生水準は低下する。いわば自傷的な行為である。

しかし WTO 加盟国は、経済全体の厚生水準を向上させようというよりも、輸入は悪く輸出は善いという重商主義的な考え方に基づいて行動しており、このような観点からは、経済全体の厚生水準を下げても、輸入を抑え輸出を振興するために環境政策を採用するインセンティブが存在する。これは、関税ゼロ等の貿易の自由化が経済全体の厚生のためには望ましい措置であるにもかかわらず、輸入製品と競合する国内産業を保護するため輸入関税の引き下げに抵抗する場合や、外国の消費者に国内納税者の負担により補助金をつけて安く消費させることになるにもかかわらず、輸出産業の販売量の維持・拡大のため輸出補助金を供与する場合と同じである。各国の行動パターンは伝統的な国際経済学とはかけ離れているのである<sup>5</sup>。

累次の国際交渉により関税が引き下げられるなど伝統的な貿易手段が使いにくくなっていく中で、これに代わるものとして、SPS 措置、基準・認証等伝統的な貿易手段ではない非関税障壁や補助金が国内産業の保護のために使われるようになってきている。環境ダンピングのように貿易効果を狙って環境政策等貿易政策以外の政策を行うケースが増える可能性があるのである。貿易政策の代替的な手段として使用される環境政策も貿易歪曲的であることは補助金や SPS 措置等と同様である。したがって、法律論としては、WTO 法が補助金や SPS 措置を規制しているのと同じように、輸入国の厳しい環境規制だけではなく WTO ではこれまで規律されてこなかった輸出国の緩やかな環境規制についても、制限あるいは規制すべきということになる。スティグリッツ・コロンビア大学教授も、環境汚染のコストを負担しない企業は補助金を得ているのと同じであるから、このような政策を採っているアメリカからのエネルギー多消費型技術を使った製品の輸入を禁止するか補助金を打ち消すほどの高率関税をかけるべきであると主張している(スティグリッツ[2006]参照)。EU も京都議定書の削減約束を守っていない国(具体的にはアメリカ)に対して、排出税に相当する関税を課すべきであると主張している。これは産品非関連の PPM に対して、輸入禁止ではなく関税の引き上げで対抗しようとするものである。

ただし、経済理論的にはこのように主張できても、このような規律を導入しようとする場合、当該環境政策が最適な環境政策に比べてどの程度緩やかで、したがって貿易歪曲的であるのかないのか、判断が難しいという実務的な問題がある。また、環境ダンピングに対抗するため輸入国が行なうアンチ環境ダンピング課税については、労働に関するソーシャル・ダンピング課税を連想させることから、途上国に強いアレルギーがあることも事実である。

そもそも、貿易の利益は消費の利益であるという国際経済学の考え方にたつと、補助金やダンピング自体他の国が我々に財やサービスを安く供給してくれるのだから、経済厚生のためには好ましいものであり、ダンピング課税を行うことは貿易の利益を損なうといえ

---

<sup>5</sup> 輸出補助金の交付は、新しい貿易理論からはレント獲得の手段として正当化される。

る。アンチ環境ダンピング課税は、国内産業が貿易上の不利益を被るという点で通常の補助金やダンピングのケースと基本的には異ならない。さらに、汚染がローカルな場合には、最適な環境政策自体各国の資源の賦存状況、汚染の吸収能力や国民の環境への選好の強さ等によってまちまちであり、一義的に決められるものではない。最適な環境政策は各国が決定すべきものであって、アンチ環境ダンピング課税を行うことは自国に影響しない相手国の環境政策に介入し主権を侵害するのではないかと、また、WTOの紛争処理機関がその水準を判断することは適当ではないという問題がある。また、バグアッティ等の主張するように、外部性がローカルで一国内に留まるときには、他国が外部不経済を内部化していない場合でも、自国は外部不経済を内部化し自由貿易を採ることが最適な政策である。

これに対し、地球温暖化のケースのように汚染が越境的またはグローバルな場合には、貿易による不適切な生産の拡大によって輸入国の環境水準も悪化し、輸入国も被害者になってしまう。したがって、輸入国については貿易の利益は減少するものの、輸入関税という貿易手段を用いて他国に適切な環境政策を実施し外部性を内部化させるよう働きかけることは、越境汚染等で被害を受けている輸入国の環境水準を改善させ、当該国の経済厚生向上につながる。自国の環境水準を決定することが各国の主権に属し、環境基準の違いが比較優位の源泉だとしても、フロン物資を自由に使いオゾン層を破壊するような政策を主権的権利の行使として認めることは適当ではない。環境ダンピング課税を正当化できる根拠がこの場合には存在する。もちろん、課税できるのは自国に輸入されるモノについてのみであり、汚染国や他の市場には影響を与えられない。また、この国の企業が他の市場で汚染国の産品と競合する場合、自国の企業の保護という点でも効果はない。

汚染が越境的でグローバルな場合に国際排出権取引が採られているようなときには、汚染という生産要素価格は国内外で均等化するので、追徴すべき関税の水準について汚染がローカルな場合のように輸入国がどのように判断するのかという問題も生じない。汚染という生産要素価格としての国際排出権取引価格に相当する輸入関税を追徴すればよいだけである。

したがって、このような措置が認められるかについて、法的な検討が必要となる。

まず、産品非関連のPPMについて数量制限ではなく、税を用いようとするものであることから、第11条ではなく、第1条、第2条との整合性の検討が必要となる。まず、この課税の水準が第2条で譲許した水準を上回るものであれば、第2条不整合である。下回る場合においても、第1条1項の最恵国待遇の原則は同種の産品に対して無条件に与えなければならないとしていることとの関連が問題となる。これは条件をつけること自体を問題にしているのではなく、国ごとに差別的でなければよいとされている（カナダ・自動車協定事件のパネルの判断）が、環境規制の緩やかな特定の国からの輸出に対してのみ重い関税を課すことに対しては、第1条1項に整合的かどうかという問題がある。

第1条、第2条に整合的ではないと判断された場合、ガット第20条により救済できるかという問題を検討する必要がある。環境ダンピングを規制することは、米国・エビ輸

入禁止事件の上級委員会の判断からすれば、各国を恣意的に差別するものではないこと、相手国の条件に柔軟に対応すること等の要件をみたせば、ガット第20条に整合的となる可能性がある。これは、MEAに基づく措置であろうが、一方的な措置であろうが同じである。

## 2.5 輸出の場合の国境税調整（ガット第1，または16条不整合のケース）

環境ダンピングとは逆のケースであるが、国際的な競争条件を考慮して、環境規制の強化が行われた国の輸出産品に対して環境税(排出税)等の還付という国境税調整を行うことを認めるべきではないかという議論がある。ヨーロッパでは環境税が導入された際、鉄鋼、紙・パルプなどのエネルギー多消費型産業(スウェーデン、ノルウェー)、国際航空・海運燃料(フィンランド)、ガソリン(デンマーク)に対しては減免措置が講じられたという経緯がある(佐和[1997]147頁、澤・関[2004]309頁参照)。国内で炭素税や環境税の導入を主張する論者の間では、産業界の競争条件の悪化という反対を鎮めるために、輸出に係る国境税調整やエネルギー多消費型産業などの特定の産業に対する免税措置を認めるべきであるという主張がある(佐和[1997]164頁参照)。また、現実的には、京都議定書の温暖化ガス削減義務が課されていない国が多いことから、我が国が京都議定書を遵守する場合、輸出について国境税調整は必要であるという議論もある。

しかし、輸出産品に対する環境税等の還付という国境税調整については、次のような問題についての検討が必要である。

輸出にかかる生産行為については外部不経済を容認することになる。また、このような国境税調整を認める場合、京都議定書のように一定の国別排出総量約束を守るためには輸入品と競合する産業や非貿易財の産業についての環境税の負担が大きくなる。輸出産業は負担せず、その他産業は過大に負担することになるので、望ましい社会的費用の負担が適切に行われなくなる。環境税のメリットは各企業の汚染削減の限界費用を同じものとするところにあるが、そのメリットがなくなってしまうという問題がある。

また、実務的な問題もある。「炭素税は文字通り炭素の排出量に応じて課徴するものなので、ある輸出商品の生産や輸送にどれだけ炭素排出があり、それに対する税金がいくらであるかを水際(税関)で商品ごとに計算する作業は、事実上困難である」(山口[2000]282頁参照)。

ガット付属書Iの第16条に関する注釈では、「いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは租税を免除されること又はそれらの関税若しくは租税が課されたときにその額をこえない額だけ払い戻しをうけることは、補助金の交付とみなさない。」と規定している。これは産品に対する租税について規定したものであることから、WTO法上は、産品自体に対して行われる課税(間接税)や課税された生産要素が物理的に最終製品に組み込まれているものについては、国境税調整は認められると解釈されている。しかし、間接税ではなく、直接税や生産要素が(物理的に)最終製品に組み込まれていない製造工程・方法(PPM)に対する課税については、WTO上許容されていない。



炭素税については、CO<sub>2</sub>の排出量に応じて課税される場合には、製品それ自体に対する課税ではないと判断され、その国境税調整はWTO上許容されないものと考えられる。しかし、最終製品には物理的には残らない化石燃料に対する課税のように、製品の製造過程に投入物として消費されたものに対して国境税調整がWTO上許容されるかどうかは両説あるが、平[2004]は炭素税導入の目的等からして否定的に解すべきであるとしている(平[2004]82～86頁参照)。また、認められるのは税の形態を採ったものに限られ、税以外の直接規制等による環境コスト差の調整は認められていない。これらについて国境税調整を行おうとすれば、それはWTO補助金協定上禁止される輸出補助金となる。

このように、WTO上、輸出に係る国境税調整については間接税についての還付を除き輸出補助金の疑いがある。ヨーロッパの特定産業に対する国内での税の減免措置については、国境税調整に該当しない。しかし、本来全産業が負担すべきであるのもかかわらず、国際競争力維持の観点から一部の特定産業のみにこれを免除すること(この場合は輸出に向けられるものに限定しない)は、WTO補助金協定上、徴収すべきであったにもかかわらず徴収しなかったもの“revenue foregone”として補助金に該当する可能性がある。また、補助金協定上「特定性のある」補助金となるため、禁止の補助金とはされないまでも、相殺関税等の対抗措置を受けることになる。

アメリカが環境規制を行わず、EUが日本と同様の規制をしている場合、日本が輸出先国を問わず輸出に係る国境税調整を行うと、EUにとっては日本が環境ダンピング輸出を行っていると同様の問題が生じる。このため、仕向け先国に応じて国境税調整を行うと、手続き的に煩雑になるのみならず迂回輸出の問題も生じる。さらに、ガット第1条1項に不整合ではないか、第20条で救済できるかという問題がある。

なお、環境税を導入していない輸出国(環境ダンピングを行う国)との競争条件の不利性を輸入関税で調整することについては、既に分析したとおり、国内では環境税は課されることになるので輸出に際する国境税調整に較べると経済学的には問題はより少ない。

環境税が企業の競争力に与える影響は大きくないことは実証的にも示されている(川崎研一[2004]のシミュレーション参照)。また、このような問題が生じるのは環境政策についての国際的なハーモナイゼーションがなされていないからであり、MEAにできる限り多くの国が参加するよう努力すべきであろう。

## 2.6 国内環境基準の域外適用(一方主義)

いわゆる米国・エビ輸入禁止事件は産品非関連のPPMに基づくアメリカ環境法の域外適用を一定の条件で認めることとなった。この事件でWTO上級委員会は、国内と外国の産品、外国と別の外国の産品を差別しないこと、関係国を差別しないでウミガメ保存の方法のための国際取り決めに結ぶ努力を行っていること、その方法についての実施の移行期間や技術移転に関し国によって差別していないこと、相手国の条件に柔軟に対応すること等の条件を満たせば、このような輸入制限はガット第20条の要件を満たすと判断した。WTO紛争処理手続きはかなり環境に配慮した法解釈を行っているとは評価できる。

このような措置の妥当性を判断する要素はどのようなものであろうか。

第一に、措置発動国からは次のような主張がなされるだろう。これはアメリカに輸入されるエビがウミガメ混獲防止装置をつけて漁獲されたかどうかを問うものであって、輸出国にすべてそのような装置をつけて漁獲することを求めるものではない。アメリカへの輸出にはそのような条件が必要となるが、日本への輸出あるいは輸出国の国内市場向けには必要ではない。したがって、域外適用といっても、それは限定的なものである。消費の外部性についての判断であるが、EUのアスベスト事件のように、(同種の製品でない)製品関連のPPMに基づく輸入制限についてはガット第3条とも整合的なものとして認められている。これも、EUはカナダのアスベスト資材の生産を全て禁止するように求めているのではなく、EUへのアスベスト資材の輸出を禁止しているに過ぎない。外部性が生産にあるのか消費にあるのかによって異なる扱いをする必然性は、少なくとも経済学の観点からはないだろう。

もちろん、このような議論に対しては、アメリカのような巨大な市場が閉ざされることは輸出国にとっては脅威であり、また、アメリカもそのような効果を期待して一方的措置を導入しているはずであるという反論があろう。

第二に、守ろうとする環境利益が、ある国の一国内に特定のなものなのか、他の国、全世界的に関心があるものなのか(汚染が越境的である場合や生物多様性のように他の国の国民もある国の環境資源に利害関係を有している場合等)、によって異なる判断が必要である。生産の外部性が局地的なものなのか、越境的またはグローバルに及ぶものなのか、という問題である。前者のケースでは、外部性の処理は基本的には当該国に委ねるべきであり、それに介入することは内政干渉に当たり、域外適用として非難されるべきこととなる。しかし、後者のケースでは、外部性が輸入規制措置の発動国にも波及、越境“spill-over”してしまうことから、措置発動国は自らの利益のためにも、そのような措置を発動する必要性、正当性は高まるものと考えられる。韓国の牛肉事件についての上級委員会の判断もこのような認識に立つものである。

輸入規制措置に代わって、このような環境に望ましくない行為を行なう国に対して、何らかの補償金“side-payments”を出すことによって、環境改善行為を行なわせることも考えられる。しかし、そのような国に対しアメリカのみが補償金を出すことに対して、アメリカ国内で政治的な支持は得られないだろうし、他の国はフリー・ライダーとなってしまう。また、このような補償金はかえって補償金をもらうために環境に望ましくない行為を称揚する効果をもつことから、合理的に利用可能な適切な代替措置とはいえない。

以上が一方的な輸入規制措置を擁護する議論だろう。

しかし、このような場合、一方的な輸入規制措置を導入しなくても、「イルカ安全」などの任意の表示を認めることによって、消費者に環境に優しい製品を購入させることを通じても、目的はかなり達成できる。この方がより貿易制限的でない市場適合的かつ分権的な手段である。また、WTO上級委員会が求めるように、関係国に技術的な援助を与えること

によっても、貿易制限的な手段無くしてアメリカは環境上の目的を達成できる。米国・エビ輸入禁止事件はガット第20条(g)によって正当化されたが、(b)に該当する場合であれば、「必要性」の要件を満たさないと判断された可能性がある。

環境目的を達成するための最も適切な措置はMEAである。一方的な措置は、環境に望ましくない行為を行なう国に対する制裁効果も制裁発動国(アメリカ)の市場のみを閉鎖するという点で限定的である。また、アメリカの消費者は安い輸入品を購入できなくなるといって、他国の消費者より不利益を被ることになる。また、アメリカのような大国でなければ効果はない。ある国単独の一方的な措置は、環境を偽装した保護主義を認めるおそれがある。グローバルな問題への対処にはグローバルな対応が必要である。一方的な措置を認めることは、かえってMEA締結のためのインセンティブを阻害するおそれがある。一方的な措置を好むアメリカが、京都議定書、バーゼル条約、生物多様性条約、カルタヘナ議定書などのMEAに参加していないことはその傍証といえるだろう。また、一方的な措置は途上国などのMEA参加への協力的な態度を阻害しかねないという問題がある(Neumayer[2001]146~152頁参照)。

しかも、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果設立されたWTOの大きな成果の一つは、紛争処理手続きの整備によりアメリカ通商法301条などの一方的措置を禁止することに成功したことである。そのWTO紛争処理機関が環境という目的であっても一方的措置を復活させることは妥当ではない。一方的措置はそれを発動しようとする国の判断を他の国に押し付けるという批判を免れない。また、大きな市場を持つ大国のみがなしうることであり、小国が同様な手段を講じても効果はないという不平等性がある。

1992年6月、ブラジルで開催された地球サミットで出されたリオ宣言の第12原則では、輸入国が自国の管轄権外の環境保護のために一方的措置を採ることは避けるべきであり、越境的、グローバルな環境問題のための措置はできる限り国際的な合意に基づくべきであるとしている。

したがって、一方的な措置を認める場合にあっても、それはあくまでMEAへの加入を促進したりMEAの代替措置であるという認識のもとに極めて限定的に行なわれるべきであり、米国・エビ輸入禁止事件のWTO上級委員会が示した厳格な要件が遵守されることが必要である。少なくともこの要件を緩和すべきではない。米国・エビ輸入禁止事件のWTO上級委員会の判断を一步進めて、MEAの創設等を措置導入国が努力したことを義務づけてはどうかと考える。

なお、アメリカには、当該措置の是非についての議論はともかくとして、MEAを補完するような一方的な措置も存在する。米国・エビ輸入禁止事件の規制措置もワシントン条約を補完するような一方的な措置であった。アメリカ漁民保護法に対するペリー修正法は、国際的な漁業資源の保全計画の効果を減殺するような国であると商務長官が認定した場合には、大統領は当該国に対してアメリカ市場への輸入アクセスを制限するというものであった。アメリカによるメキシコ産のマグロに対する輸入制限のため、メキシコは国際イル

カ保護協定に参加することとなった。同じくバックウッド・マグナソン法はこのような国に対しては、アメリカ水域への漁業アクセスを制限するというものであった。これは実際に発動されなくてもその脅しだけで十分効果的であった。1982年のIWC(国際捕鯨委員会)の年次総会で行なわれた商業捕鯨全面禁止の決議に対して、IWC科学委員会が商業捕鯨禁止を勧告していないことを根拠にして我が国が異議申立てを行なったことに対して、アメリカは同法に基づき我が国のアメリカ200海里水域でのスケトウダラ等の漁獲割当ての大幅な削減を行なうと脅し、我が国にIWCでの異議申立てを撤回させた。鯨肉を食べないアメリカが鯨肉の輸入を禁止しても日本は痛痒を感じない。WTOが採用した違う分野での対抗措置の採用というクロス・リタリエーションである。

環境保護団体の多くはWTOに代表される経済のグローバル化に反対である。アメリカのNGOや議会を中心としてWTOの設立により各国が貿易手段を含めた環境措置を自由に設定できなくなるのではないかと、WTOは環境政策の行使を含む各国の主権的権利を侵すのではないかと問題が指摘された。しかし、米国・エビ輸入禁止事件を振り返ると、貿易と貿易手段、さらにはWTOの紛争処理手続きなしでは、アメリカは自国の基準を外国に対して強制することができなかったことが分かる。このことはカメやイルカの保護において貿易というグローバリゼーションは有効な手段であることを示唆している。

なお、米国・エビ輸入禁止事件のようなケースが認められるのであれば、(一方的措置の前に国際的な取極めを実現するように努めることはもちろん必要であるが)次のようなケースも同様に扱われるべきではないだろうか。

今次ドーハ・ラウンド交渉で漁業補助金が漁業資源を枯渇するとして禁止すべきであるとアメリカ、NZ等が提案しているのも、漁業資源は国際的なコモンズであるという観点からのものであると理解される。国際的なコモンズのような漁業資源の枯渇に直接対処するための方法が関係国で合意できない場合に考えられる代替的な方法は、主要な輸入国が輸入を制限することである。日本がエビを輸入することによってマングローブが消滅することを防止するために最適な方法は、生産国でマングローブ消滅というコストを内部化することであるが、それが実施できない場合の有効な代替的方法は、日本がエビの輸入を規制・制限することである。ワシントン条約も、野生動物種の生息している途上国ではその保護を行なう行政的・経済的な余裕がないため、先進国等の野生動物の市場となる国が輸入規制を行なうことによって、効果的に野生動物種の保護を行なおうとするものである。

また、農業補助金を削減すべきであるというWTO合意も、環境面からは、生産に影響を与える農業補助金は農薬・化学肥料の多投や土壌流出・地下水枯渇につながるからであると主張されている。そうであれば、世界的な食料安全保障にとって重要でありかつ再生困難な枯渇性資源として漁業資源と同様に国際的なコモンズである土壌や地下水の流出・枯渇を促進している国からの農産物輸入に対し高い関税を課したり輸入制限を行うことは、そのような非持続的な農法を改めさせ、将来必要量を輸入できなくなるという被害を受けることを防止するとの観点から、認められるのではないだろうか。これによって外部不経

済を生じている国の生産者価格を引き下げることになれば、資源はよりよく保存されることになる。

これらの問題は米国・エビ輸入禁止事件やワシントン条約のケースと同様外部性自体に直接アドレスするというファースト・ベストの政策が事実上困難な場合についてのものである。貿易の規制はセカンド・ベストの政策であるが、国際的な合意形成が困難であるなどファースト・ベストの政策が期待できない場合は、偽装された貿易制限とならないようガット第20条柱書や米国・エビ輸入禁止事件で示されたような条件のもとに貿易政策に訴えるというセカンド・ベストの政策を認めてもよいのではないか。他国の外部経済や公共財が自国に影響を及ぼす場合には外部性の内部化の必要性がより高いものであり、当該国が適切な措置を採らないまたは採れない等ファースト・ベストの政策が効果的でない場合は貿易の規制を認めるべきであるとしてよいのではないかと考えられる。この場合、当該他国が途上国である場合には先進国が徴収した輸入税を野生動物種の保護等ファースト・ベストの政策実施のために途上国に譲与するという仕組みを検討してはどうかという意見がある。輸入国が途上生産国に代わって、ピグー税を課すようなものである。ただし、もしこのような貿易制裁措置が過度に外部不経済発生国、資源収奪国の産業の利潤を減少させるような場合、かえって当該資源の減少を加速しかねないこともあるので注意が必要である。熱帯雨林を保護しようとして、木材貿易に制限を行えば、利潤の低下した木材産業は退出し、森林を切り開いて農業生産を開始してしまうことも考えられるからである。

### 3 MEA の貿易関連規定の WTO 整合性

MEA の参加国であるが MEA の規律を守っていない国、MEA の非参加国に対する措置であり、一方的措置さえ認められるのであれば、このような措置の WTO 整合性を認めやすくなる。

#### 3.1 総括的な議論

MEA の貿易関連規定が WTO 上争われた例はない。しかし、以下の点で、WTO との整合性の問題がある。

モントリオール議定書やバーゼル条約など非加盟国との貿易を禁止している規定は、WTO 加盟国がこれら条約の非加盟国である場合には、WTO 加盟国間の無差別な取り扱いを規定したガット第1条の最恵国待遇の原則に抵触する。

発効はしていないが、規制物質で作られているが製品中にはそれを含有しない製品の貿易を禁止したモントリオール議定書の規定は、産品非関連の PPM であり、ガット第11条に違反する。

ガット第20条(b)の“必要な”という要件は「合理的に利用可能な他のより貿易制限的でない代替手段が存在しないこと」と限定的に解釈されてきた。バーゼル条約による非加盟国との貿易制限措置は非加盟国の加入を促進するためのものであるが、貿易制限という手段を講じなくても条約加入後の財政援助や技術協力の提供など貿易制限的でない手段が合

理的に利用可能であるから「必要性」の要件を満たさないのではないかという指摘がある(中川[2003]190 頁参照)。また、ワシントン条約についても、貿易措置よりも野生生物の直接の管理の方が、より効果的で WTO に整合的であることは疑いのないところであろう(Neumayer[2001]170 頁参照)。この要件を現在の解釈どおり厳格に適用すると、ファースト・ベストの政策が行政的・財政的理由等によって実施できない場合にやむをえず採られるセカンド・ベストの政策をガット第 20 条(b)では救済できなくなる可能性がある。しかし、SPS 協定第 5 条 6 の規定、EC・アスベスト事件のパネルや韓国・牛肉事件の上級委員会の判断にみられるように、“他のより貿易制限的でない代替手段が存在しない”という要素ではなく“合理的に利用可能な”という要素により重点を置いて解釈することによって、この問題を解決していくことが可能である。

ガット第 20 条(g)の“関する”という要件については、ガット時代の資源保護を「第一に目的とする」という限定的な解釈はとられていないので、整合性を認めやすくなっている。

モントリオール議定書については、第 20 条(b)または(g)の要件を満たした後に、第 20 条柱書の要件を満たしているかどうか、「恣意的な差別」「正当と認められない差別」「偽装された貿易制限」に該当しないかどうかの判断が必要となる。第 20 条柱書との関係で特に問題となるのは、非加盟国に対する貿易制限が、恣意的な、正当ではない差別に該当するかどうかであろう。

非加盟国に対し、財政援助や技術協力などによって条約加入のための措置を尽くしていれば、「正当と認められない差別」という要件をクリアしやすくなるだろう。モントリオール議定書は第 10 条で財政援助や技術協力の規定を設けており、第 20 条柱書の要件を一応満たしているといえる(中川[2003]190～191 頁参照)。しかし、そのような規定を設けていない条約もある。

しかし、そもそも MEA に基づく差別は、地球的な環境目的の実現のため、フリー・ライダーとなり自らは負担を行なわないで MEA 加盟国の環境規制措置によって利益だけを受けようとする非加盟国に対し、MEA 参加を促すためのものであって、それが恣意的や正当と認められないというものではないだろうし、ましてや国内産業保護のために貿易制限の偽装を意図しているものではない。アメリカがエビの輸入を禁止したのも、環境団体の要求によって海亀の混獲防止装置の設置を要求されたアメリカの漁業者が、コストの上昇による競争力低下をおそれて、他の国にもこれを要求するよう政府に求めたからだった。

問題は果たして通常言われるようにそもそも MEA の貿易制限規定とガット・WTO の規定の間に抵触があるのだろうかということである。ガットから WTO 移行後における環境に配慮した弾力的な解釈により、各国の環境関連単独措置はガット第 20 条で救済されてきている。つまり、ガット第 20 条の適用範囲が拡大するにつれて、ガット第 1 条、2 条、3 条、11 条についての形式的な違法性がより多くのケースにおいてガット第 20 条によって阻却されていき、ガット・WTO と MEA の抵触の範囲も縮小しているのである。

MEA 上義務的措置でない場合には MEA 当事国は WTO 整合的な措置をとる国際法上の

義務があるという説がある。MEA が貿易制限措置を明示的に規定しているのではなく、加盟国に貿易制限措置を採ることを認めているに過ぎない場合には、加盟国が WTO に整合的でない措置を採ることを控えるようにすれば、「他の条約(この場合は MEA)によって与えられた特権や裁量の行使を差し控えることによってある条約(この場合は WTO)の義務に従うことが可能である場合」に該当し、抵触は存在しなくなるとされる。MEA においても貿易制限措置をできるかぎりガット 1 条、3 条、11 条の規定に反しないよう WTO 整合的に運用すべきであるという主張である。

しかし、法律論としては、仮にガット 1 条、3 条、11 条に不整合であっても、第 20 条で正当化される措置はなお、WTO 整合的な措置の範囲に含まれており、そのような措置が MEA に基づくものであれば、MEA と WTO の間に抵触は存在しないと言える。MEA の措置はフリー・ライダーとなる非締約国に貿易の不利益を与えることで国際取り決めへの参加を促すためのものである。環境規制の国際的な調和を目指すことがファースト・ベストの政策であるとすれば、他の国に MEA への加盟を促すための貿易措置はガット第 20 条(b)または(g)に該当すると判断しガット整合性を認めるべきではなかろうか。さらに、米国・エビ輸入禁止事件のような一方的措置と MEA に基づく措置との関係についても、MEA 上の義務は課されていないが、MEA の目的を達成するため MEA 加盟国が発動した措置は、エビ・カメの一方的措置と同様に扱われ、第 20 条の要件を満たせば認められると考えられる。それゆえ、第 20 条で正当化されるならば、ここでも MEA と WTO 法との抵触は存在しないであろう。

米国・エビ輸入禁止事件の WTO 上級委員会の判断を基礎とするのであれば、アメリカの国内法に基づく一方的措置ではなく、それよりも一段進んだ措置である MEA に基づくまたはそれに関連した措置についても、ガット第 20 条によって認められるべきであろう。これは、必ずしも、MEA に明示的に規定される、または MEA の結果の義務の履行のために必然的な措置に限定する必要はない。ある国の独自の判断による一方的措置が認められるのであれば、京都議定書の温室効果ガスの削減目標を達成するために燃費効率の悪い大型自動車の輸入を規制するなど、MEA に基づいて各国が裁量により導入する措置についても対象とすべきである。

MEA に関係しない一方的措置さえも認められるのであれば、例え措置対象国(被発動国)が MEA 非加盟国であっても、それは MEA 加盟国による非加盟国(いずれも WTO 加盟国)に対する一方的措置に他ならず、また、米国・エビ輸入禁止事件の WTO 上級委員会の判断において示されている各国無差別の MEA 参加への働きかけが、MEA の形成過程において非加盟国に対してもあった場合が多いと認められるからである。一方的措置の場合と異なり、保護されるべき利益も多数の国に共有されており、一方的な価値判断を押し付けるものではない。米国・エビ輸入禁止事件の判断によれば、例えば、京都議定書に基づき、日本や EU が地球温室効果ガスの削減約束を守っていない京都議定書参加国に対し、あるいは望ましい地球温室効果ガスの削減を行っていない議定書非参加国(例えばアメリカ)に対

し、環境ダンピング課税や輸入禁止・数量制限措置を採ることもガット第20条により認められるのではないかと考えられる(同趣旨スティグリッツ[2006])。

例えば、酸性雨など環境汚染の原因を作っている国に貿易制限措置ではなく財政的な補助、サイド・ペイメントを行うという、より WTO 整合的な措置があったとしても、このような国は汚染をすればするほど補助を受けられることになり、被害国である補助提供国の国民的理解が得られない。このようなケースでは、経済的に非効率な政策であるうえ政治的にも実行が難しい政策である可能性がある。

EU のアスベスト事件に関するパネル報告[2000]が“必要な”について「単に理論的に代替手段が存在するだけでは足りず、それが経済的・行政的現実の観点から合理的に利用可能かどうか、そして政策目的達成のために十分に有効であるかどうかにより判断する」としていること、SPS 協定第5条6の注がある程度より貿易制限的な措置がある場合に過ぎない時は許容していることに留意して、解釈すべきだろう。

問題はそれでも現在の通常行なわれているガット第20条の解釈によって救済されない場合の解決をどのようにするかである。

これについては、以下の方法が考えられる。

第一に、これまでのガット第20条の解釈は各国の環境関連単独措置に関してのものであり、単独措置ではない MEA による措置であることの価値や重要性(多数の国が当該環境目的の実現について必要性を認めている)をガット第20条の解釈に反映させて、違法性が阻却される範囲をさらに拡大させていく方法である。WTO 発足後の韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会の判断はこのような方向を示している。MEA は、単独の国では対処することが適切ではない越境的またはグローバルな環境問題に多数国で取り組もうとするものであり、貿易制限措置についても国際摩擦が生じるような一方的措置ではなく国際合意によって実施しようとする好ましいものである。また、条約法に関するウィーン条約第31条3は、文脈とともに「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮するものとされており、WTO 紛争処理手続きにおいて MEA の規定を適用することはないにしても、ガット・WTO 協定の解釈においてそれを援用・参照したり考慮したりすることは認められる。すでに米国・エビ輸入禁止事件では、リオ宣言や「天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない)」という国連海洋法条約の文言が参照されている。また、ガット第20条の解釈にも文言解釈を適用するなど、できる限り第20条各号の要件の縛りを相対化していくべきだろう。

MEA 上の義務的措置については、原則として MEA の WTO 法適合性を推定するとともに、義務的措置でない場合にも、利益が越境的、グローバルな場合等大きなものである場合には、これまでの解釈では必ずしもガット第20条で救済できない場合も MEA の WTO 法適合性を推定すべきではないだろうか。

第二に、現行のガット第20条の規定にかかわらず、MEA の WTO 整合性を WTO 協定



の改正によって実現する方法である<sup>6</sup>。例えば、かつて EU が提案したように、ガット第 20 条の各号の一つとして「MEA による措置」を加えることが考える。これによって、現在のガット第 20 条の各号の規定の制約はなくなり、ガット第 20 条の柱書の要件、恣意的、正当でない差別や偽装された貿易制限とならないことを満たせばよくなる。これは「環境の窓アプローチ」といわれる事前調整方式である。

第三に、ガット第 20 条(f)の政府間商品協定に関する規定を参考にして、「閣僚会議に提出して否認されなかった MEA による措置」を加えることが考える。(Hudec. Pp.125 参照) 同じような規定として、SPS 協定付属書 A 3 (d) は、国際的な基準等とは「すべての加盟国の加盟のため開放されている他の関連国際機関が定めて (SPS) 委員会が確認した適当な基準」と規定している。TBT 協定付属書一 4 にも同様の規定が存在する。

第四に、輸出と輸入という局面は異なるが、食品や動植物の検疫措置を利用して偽装された貿易制限を行うことを規律した SPS 協定を参考としてはどうか。SPS 協定が食品や動植物の検疫措置を貿易政策の代替的な手段として使用することに対して規制しているように、環境政策もそれが貿易政策の代替的な手段として使用されないよう規制することが適当である。その際、SPS 協定が輸入国に対して要求しているように、輸出国に環境政策を行う主権の権利を認めた上で、環境基準が低いものとならないよう、MEA に基づく国際的な規制や基準による場合(ハーモナイゼーション)や導入される環境政策が(国際的な規制や基準を下回る場合にあっても)正当な理由に基づくものであることを要求する等の規律を検討することが考えられる。

注目すべき点は、国際法上主権国家は意思に反した合意に拘束されないのがルールであるにもかかわらず、SPS 協定や TBT 協定における国際基準へのハーモナイゼーションは、その国際的な規制や基準が強制的なものではなく各国が従うかどうかは自由であるという意味での任意のものであっても、ある国がこの規制や基準に参加していなくても、その決定の際に反対票を投じていても、WTO 加盟国全てに国際的な規制や基準に従うことをまずは要請しているのである(もちろん一定の条件のもとでこれと異なる規制等を設定することは否定されない)。

MEA も国際的な環境規制についてのハーモナイゼーションを達成するために、貿易措置に訴えようとするものである。片や SPS 協定や TBT 協定が貿易促進を目的とし、片や MEA が環境保護を目的とするという違いはあるが、規制のハーモナイゼーションという点では同じである。MEA が非加盟国との貿易を規制・制限することは、WTO の最恵国待遇の原則に反するものであるが、国際的な環境保護の向上のためのハーモナイゼーションの実現

---

<sup>6</sup> WTO 設立協定第 9 条 2、DSU 第 3 条 9 は、WTO 一般理事会の有権的解釈が紛争解決手続による判断に優先することを認めている。その二つの条項に基づき、ニュージーランドは次のような EU と途上国との間の折衷的な提案をしている。具体的には、MEA で明示的に規定された措置については、MEA の紛争処理手続、MEA によって明示的に規定されていない措置や MEA で明示的に規定された非加盟国に対する措置については、WTO の紛争処理手続で処理しようという内容の提案であった

という見地から、このような貿易制限措置の WTO 整合性を認めてはどうかと考えられる。

つまり、京都議定書に参加していないアメリカにも、京都メカニズムによる国際的な排出権取引価格と同水準の排出税を課すことが要請されることになる。これは外部性が越境的またはグローバルな場合に、外部性を適切に内部化させるための措置として正当化できるだろう。

第五に、加盟国の 4 分の 3 以上が支持すれば WTO 上の義務が免除されるウェーバーによって認めていく方法が考えられる<sup>7</sup>。しかし、ウェーバーの認められる手続きは厳格である上、個別ケースごとに例外的、時限的措置として認められる<sup>8</sup>に過ぎず、法的な安定性は期待できない。

第一の解釈による方法では限界がある場合には、第二、第三、第四、第五の方法を採らざるをえない。また、そもそも紛争処理手続きにおける個々の事件の判断には、法的には先例拘束性がないことにも留意が必要である。さらに、第五の方法は法的安定性や予見可能性の観点から問題があるので、できれば第二、第三、第四の方法を採ることが望ましい。

(参考)日本提案

① MEA の定義

環境保護目的を有し、どの国にも開放的であること、UN 傘下で交渉されるなど相当数の参加があり、主要関係国の利害を反映していること等

② 特定の貿易上の義務(Specific Trade Obligations)

ア. 明確に定められた貿易措置の適用を義務付けているもの(バーゼル条約第 4 条第 1 項等)については、自動的に WTO 整合性を推定

イ. MEA 上の結果の義務が明確であり、その義務を履行するための貿易措置が MEA に列挙されているもの(バーゼル条約第 4 条第 2 項(e)等)については、科学的根拠があり、目的・手段の合理的関連性、措置の比例性がある場合に WTO 整合性を推定

ウ. MEA 上の結果の義務を規定しているが、貿易措置については MEA に規定されてなく、各国の裁量に委ねられているもの、委員会決定等により貿易措置が採られているものについては、ケース・バイ・ケースで WTO の規定に照らし判断。

③ 以上について、拘束的な解釈了解または非拘束的なガイドラインを策定すべき

### 3.2 紛争が生じるケースとその対応

以上の解釈の妥当性を紛争が生じるケースに分けて分析しよう。

#### 3.2.1 WTO と MEA の締約国同士の間で貿易紛争が生じた場合どのように処理すべきか。

(今回のドーハ・ラウンドではこのケースのみを対象としている。)

ある国が MEA に基づき WTO に不整合な貿易措置を他の WTO 加盟国に対して発動する

<sup>7</sup> エコ・インペリアリズムによる貿易制限の拡大や労働基準への波及を懸念した途上国が支持したものである。

<sup>8</sup> 義務の免除の条件、終了日が設定され、免除の期間が一年を超えるものについては、毎年閣僚会議の審査を受ける。閣僚会議は免除を延長、変更、終了することができる。(WTO 設立協定第 9 条 3, 4)

場合において発動された国が WTO の紛争処理手続きに訴えるときが問題となる。過去の CTE の議論(シンガポール・レポート)はこのような場合 MEA の手続きで処理すべきであるとしている(EU 提案も同旨)が、法的にどのように処理すべきかについては言及していない。CTE の議論のように WTO は環境に関する組織ではないのであり極力環境に関する判断に立ち入るべきではないという観点にたてば、立法論的には、ふたつの解決策が考えられる。MEA 当事国間では(少なくとも MEA で義務付けられた貿易制限措置については)WTO 法適合性を推定するか、このようなケースを WTO の紛争処理手続きの対象から除外し MEA の紛争処理手続きの対象とするかである。ただし、後者については、MEA の紛争処理手続きは、合意管轄であり WTO 紛争処理手続きのようにネガティブ・コンセンサスにより管轄権が確立されているものではなく、また、敗訴国に対し WTO のような対抗措置を採れるのかという執行力の問題がある<sup>9</sup>。

このような立法例として WTO・SPS 協定第 11 条第 3 項がある。同項は、「この協定のいかなる規定も、他の国際的な合意に基づく加盟国の権利(他の国際機関のあつせん若しくは紛争解決または国際的な合意に基づいて設立するあつせん若しくは紛争解決のための制度を利用する権利を含む)を害するものではない。」と規定している。これを根拠として、カルタヘナ議定書の予防原則は WTO・SPS 協定に優先する、カルタヘナ議定書の WTO 法適合性を推定すると解釈することも可能である。環境と貿易についても同様の解決方法が考えられる。

### 3.2.2 両国が WTO 加盟国であるが他方が MEA 非加盟国である場合において、MEA 加盟国が MEA に基づき WTO に不整合な貿易措置を他の WTO 加盟・MEA 非加盟国に対して発動し、発動された国が WTO の紛争処理手続きに訴えるときにはどうするか。

アメリカは京都議定書、カルタヘナ議定書など重要な MEA に参加していない。このため、将来的には、地球温室効果ガス削減約束をしていないアメリカに対して、競争条件が不利になっているとして EU が WTO に不整合な貿易措置を発動する可能性がある。これに対してアメリカが WTO 不整合性を争うことを認めてよいかという問題である。経済学的には MEA に参加しない国がフリーライダーとならないよう貿易手段が MEA に規定されているのであり、このような訴えを認めることはフリーライダーを助長することとなり、妥当ではない。また、このような貿易手段としては、MEA に明示的に規定されているもののみならず、MEA 上の義務を履行するために加盟国が必要を判断したものも、認めるべきだろう。SPS 協定では、(EU が行っているガット上違法とはいえない内外無差別のホルモン牛肉輸入禁止措置をアメリカが WTO の下では規制しようとして)ガットの規定に基づく輸入国の義務に加重して、内外無差別の原則を守っている国に対しても食品等の輸入規制については「科学的証拠」“scientific evidence”を要求するとともに、多数決で決定される国際基準(し

<sup>9</sup> また後者の場合には、MEA 上の紛争は MEA の紛争解決手続によるとしても、その管轄の範囲が MEA 上の紛争に限定されていれば、WTO 法上の紛争はやはり解決されないままに残るといった問題もあると思われる。

かも強制基準ではない任意基準かつ当該国が参加しているかどうかを問わない)に従えば、SPS 協定との整合性を推定し、従わない場合には「科学的証拠」を示すことを要求するというハーモナイゼーション(harmonization)を規定した。すなわち、国際基準に賛成しなかった国に対しても異なる「科学的証拠」が示されない限り本来任意基準であるはずの国際基準に従うことが要求されるのである。また、TBT 協定も同様に強制規格について任意の国際規格へのハーモナイゼーションを要求している。このようなハーモナイゼーション(うち SPS 協定は環境と同じくガット第 20 条に関するもの)を参考にすれば、立法論としては、多数の国が参加する国際取り決めについては WTO 法適合性の推定を働かせるべきと考えられる。(少なくとも“紛争解決にかかる規則及び手続きに関する了解”第 13 条に基づき、WTO 紛争処理手続きが環境問題の専門家の意見を聴取することは必要ではないかと思われる。)

【参考文献：和文 50 音順、英文アルファベット順】

1. 磯崎博司[2000]『国際環境法』信山社。
2. 川崎研一[2004]「京都議定書がわが国経済に与える影響」澤・関編『地球温暖化問題の再検証』東洋経済新報社。
3. 澤昭裕・関総一郎編著[2004]『地球温暖化問題の再検証』東洋経済新報社。
4. 佐和隆光[1998]『地球温暖化を防ぐ』岩波新書。
5. J.E.スティグリッツ[2006]『温室効果ガス削減環境税で』日本経済新聞・経済教室(2006年7月4日)。
6. 平覚[2004]「貿易と環境—京都議定書と WTO 法」松下満雄編『WTO の諸相』南窓社。
7. 中川淳司[2003]「WTO 体制における貿易自由化と環境保護の調整」小寺彰編著『転換期の WTO』東洋経済新報社。
8. 山口光恒[2000]『地球環境問題と企業』岩波書店。
9. 山下一仁[2005]「WTO 農業協定の問題点と DDA 交渉の現状・展望」『日本国際経済法学会年報(第 14 号)』。
10. Carreno, Ignacio [2005] "TBT and Agriculture: Some Examples." In Bernard O'Connor ed. *Agriculture in WTO Law*. Cameron May.
11. Neumayer, E [2001] *Greening Trade and Investment: Environmental Protection Without Protectionism*, Earthscan.
12. Trebilcock, Michael J., and Robert Howse [2005] *The Regulation of International Trade*, 3<sup>rd</sup> ed. Routledge.